2　空家等に対する他法令による諸規制等

空家等については、この法律に限らず、例えば建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等各法律の目的に沿って適正な運用を図る一環から、適切な管理のなされていない空家等について必要な措置が講じられる場合も考えられる。関係法令の適用を総合的に検討する観点からも、各市町村においては一2(1)で述べたとおり、市町村の区域内の空家等の所在、所有者等について内部部局間で広く情報共有を図り、空家等対策について内部部局間の連携を取りやすい体制を整備することが重要である。

3　空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

空家等対策を講ずる上では、単に周辺地域に悪影響を与える管理不全の空家等に対してこの法律を始めとする2で述べたような関係法令に基づき必要な措置を講ずるだけでなく、空家等のそもそもの発生又は増加を抑制し、若しくは空家等の他用途の施設への転用等による利活用を図ることも重要である。

(1)　空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策

空家等をそもそも発生させない、又は空家等の増加を抑制する観点から、例えば1で述べたように、空家等の適切な管理を行うことの重要性、管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題及びそれに対処するための総合的な方針について所有者等の意識の涵養や理解増進を図る取組を進めることや、2(3)で述べたように、空家等の所有者等、外部からの空家等への移住希望者、関係民間団体等との連携の下、空家等の売買・賃貸、適正管理、除却等などの幅広いニーズを掘り起こす取組を促すことが考えられる。

(2)　空家等の利活用、除却等に対する支援施策

現在、空家等の所有者等だけでなく、各市町村の住民や外部からの移住希望者等が空家等を利活用し、又は除却等する取組を促す観点から、例えば空家等のリフォームの普及・促進、空家等の他用途の施設（地域活性化施設、地域間交流拠点施設、社会福祉施設、店舗等）への転用、空家等への住み替え、空家等そのものの除却等を促すための各種財政支援策が用意されている。各市町村においては、これらの支援策を活用しながら、空家等の有効活用策の選択肢を少しでも広げて住民等に提示することも重要である。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２９５号

埼玉県桶川市泉１丁目８番34号

債務者　加納　秀治

1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　水口　　匠

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前11時45分

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号

大阪府和泉市鶴山台３－９－15―606、住民票上の住所大阪府和泉市上町436番地の37

債務者　北信太ツーリストごと　小笠原義久

1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　末井　　太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８号

千葉県流山市大字西平井423番地の５ハイツロータス３、旧住所千葉県流山市後平井84番地の１　運Ｂ107街区２－１大倉方

債務者　下村　治郎

1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西野　淑子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号

千葉県流山市大字西平井423番地の５ハイツロータス３、旧住所千葉県流山市後平井84番地の１　運Ｂ107街区２－１大倉方

債務者　下村満里子

1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西野　淑子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３１号

愛媛県松山市朝生田町４丁目７番27号　サウスコート松年205号

債務者　岡田　節夫

1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石光　真理

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後１時20分

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号

愛媛県今治市朝倉南甲４番地８、前住所愛媛県今治市常盤町８丁目１番10号、前々住所愛媛県今治市恵美須町３丁目１番地55

債務者　池田　嘉文

1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後２時40分

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７１号

愛媛県今治市朝倉南甲４番地８、前住所愛媛県今治市吉海町名843番地２

債務者　池田　貴子（旧姓渡邉）

1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午後２時40分

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５号

大分市大字荏隈1384番地の１　ツインプラザ大分弐番館1307

債務者　足達哲一郎

1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田中　保之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午後３時

5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４０１号

兵庫県姫路市城見台２丁目1111番地124

債務者　澗口　軌信

1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井上　敬介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月30日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４号

兵庫県尼崎市次屋１丁目15番39号サンモア104、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目３番31―501号

債務者　エ・ヴーごと　石田　智士

1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小林　靖子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係